

学校いじめ防止基本方針

江戸川区立瑞江第三中学校
校長 山口 孝

I 基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」2条1項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

(2) いじめ問題に関する基本的認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの未然防止と早期発見

(1) いじめ防止の組織

- ① 名称「いじめ防止対策委員会」
- ② 構成員
管理職（校長・副校長）・生活指導部・該当学年主任・該当学級担任
※必要に応じて、養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

(2) 未然防止・早期発見・早期対応

- ① 日常の生徒観察(L-Gate・学活・給食・清掃・授業・各行事・部活動・欠席状況)
- ② 生徒に関する情報交換(いじめ防止対策委員会、職員打ち合わせ、企画委員会、生活指導部会、特別支援委員会、各学年会、職員会議)
- ③ いじめアンケート調査の実施(各学期1回)
- ④ 教育相談(随時)
- ⑤ 三者面談(夏休み、2学期)・保護者会(年4回)
- ⑥ いじめに関する授業の実施(年3回以上、随時)
- ⑦ スクールカウンセラーによる全員面接(1年生対象)

(3) 豊かな心を育む指導の充実

- ① 道徳の時間を中心に全教育活動を通して、他者への思いやりの心や高い人権感覚を育むとともに、自己有用感や自己肯定感を育成する。
- ② コミュニケーション能力や他の生徒との協調性を育む指導の充実を図る。

(4) 開かれた学校づくりの推進

- ① 学校公開や学校関係者評価を通して、保護者や地域からの広い情報収集に努める。
- ② ホームページにおける本校のいじめに関する調査等の公開による保護者や地域への情報発信に努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめられている生徒への対応

- ① いじめと確認またはその疑いのある場合は、直ちに生活指導主任へ報告、校長・副校長の指導の下、「いじめ防止対策委員会」を中心に、調査を実施し、重大な事態とならないよう組織的に迅速に対応する。
- ② 人権に配慮しながら複数の教員で事実関係の聴取をし、記録をとる。その際、つらい思いや不安な気持ちを共感的に受け止め、安心感を持たせる。
- ③ SCや養護教諭と連携した心のケア等を行うとともに、必要に応じて加害生徒等からの嫌がらせや攻撃から被害生徒を守るための手段を講じる。
- ④ 保護者への迅速かつ正確な説明を行うとともに、保護者の悩みや気持ちを受け止め、信頼関係を深める。また再発防止のための指導体制について理解を得る。
- ⑤ 教育委員会へ事実関係や指導経過について報告する。

(2) いじめた生徒への対応

- ① 事実関係の把握を行い、いじめを行っているということを認識させ、いじめは絶対に許さないという毅然とした指導を行う。いじめをやめさせるとともに、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築するとともに、立ち直りの支援も行う。
- ② いじめに至った原因や背景を確認し、生徒の健全な人格の発達のための継続的な指導を行う。
- ③ 複雑化・多様化し、学校だけでは対応しきれない場合は、児童相談所、警察署、SSW(スクールソーシャルワーカー)、民生児童委員等によるサポートチームを設置して対応にあたる。

(3) 以後の学校としての指導や取組

- ① 思いやりの心を培うなど豊かな人間関係を育むための指導の強化や、日々の授業や学年・学級経営の改善を図りながら、生徒が充実した学校生活が送れるよう環境改善を図る。
- ② いじめが起きた集団や見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる指導を行う。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学年・学級全体で話し合うなどして、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度を行き渡らせるようにする。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される
- ② いじめにより在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席している疑いがあると認めるとき。
 - ・いじめによる相当日数の欠席を余儀なくされている「疑いがある」場合は、迅速に教育委員会へ報告する。
 - ・教育委員会の指示のもと、専門的知識を有する者および第三者からなる調査委員会を立ち上げ、調査を実施する。

5 インターネット上のいじめへ対応

(1) インターネット上のいじめの種類

- ① SNS(ソーシャルネットワークサービス)等への誹謗・中傷・不適切な書き込み
- ② SNS上への他人の個人情報の無断掲載やなりすまし
- ③ インターネットを通じた、名誉毀損やプライバシーの侵害等

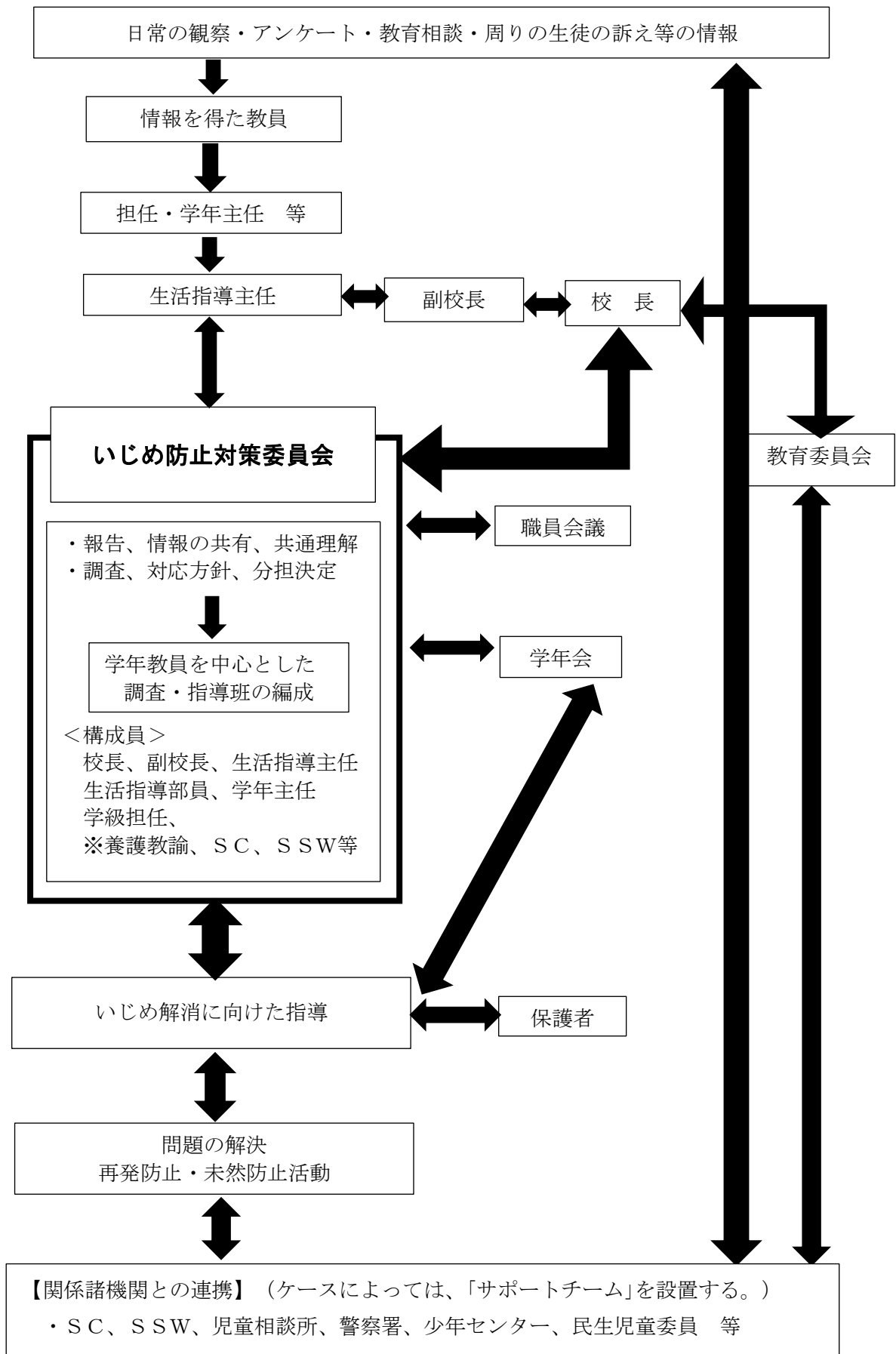
(2) インターネット上のいじめが発生した場合の対応

- ① 被害内容の確認等の調査
- ② プロバイダに対しての削除要請
- ③ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、警察等の関係諸機関と連携しながら対応を講じる。

(3) 未然防止と早期発見の取組

- ① インターネット上における特定人物への誹謗中傷はいじめであり、悪質な場合は犯罪とみなされる可能性があること、匿名でも書き込みした人は特定できること等、インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた情報モラル教育を計画的に実施する。
- ② 生徒のパソコンやスマートフォン、タブレット端末等を第一義的に管理する保護者と連携した啓発活動を進める。

いじめ発見時の対応の流れ



いじめ対策に基づく年間指導計画

	いじめ対策年間指導計画(例)	ポイント
4月	○小学校との連携、学年間の情報交換、指導記録の引継 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○学級開き・人間関係づくり・学級ルールづくり ○セーフティー教室(SNSによるいじめ防止) ○教育相談(二者面談)実施	・生徒の人間関係を確実に引き継ぐ ・クラス状況の情報交換
5月	○「いじめ」に関する道徳授業の実施 ○運動会を通した人間関係づくり	・各学年状況に合わせた教材を選定し、ねらいを統一して実施 ・全体行事を活用して、全教職員で観察を行う
6月	【ふれあい月間】 ○いじめアンケートの実施 ○いじめに関する校長講話および生活指導主任による講話	・アンケート結果を集計し、迅速に聴き取りや指導を行う。
7月	○1学期間のいじめ状況報告 ○学級の振り返り	・学級での話し合いを通して、実態を把握し改善策を検討する。
8月	○教育相談に関わる研修・講座への参加 ○2学期への取り組み確認	・1学期間のいじめに関する情報の引継
9月	○夏休み明けの生徒の確認	・生徒の状況変化等を確認
10月	○学芸発表会を通した人間関係づくり ○「いじめ」に関する道徳授業の実施	・各学年状況に合わせた教材を選定し、ねらいを統一して実施 ・全体行事を活用して、全教職員で観察を行う
11月	【ふれあい月間】 ○いじめアンケートの実施 ○いじめに関する校長および生活指導主任による講話	・アンケート結果を集計し、迅速に聴き取りや指導を行う。
12月	○2学期間のいじめ状況報告 ○学級の振り返り	・学級での話し合いを通して、実態を把握し改善策を検討する。
1月	○冬休み明けの生徒の確認	・生徒の状況変化等を確認
2月	【ふれあい月間】 ○いじめアンケートの実施 ○いじめに関する校長および生活指導主任による講話	・アンケート結果を集計し、迅速に聴き取りや指導を行う。
3月	○記録の整理、進級する学年への引継ぎ情報の作成 ○小学校からの聞き取り	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐ準備 ・1年間の反省と次年度に向けて